

新成人のみなさん おめでとうございます

▼国民年金の加入は

20歳から

20歳になったら厚生年金や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届け(国民年金資格取得届の提出)をしてください。

▼国民年金(基礎年金)には

3つのメリット

①老後を支えます

老齢基礎年金

②病気やけがで障害の状態になったときに支えます

障害基礎年金

③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます

遺族基礎年金



▼保険料納付は

便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず大変便利です。また、納め忘れも防げます。口座振替手続きは、金融機関窓口で納付書と預金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、手続きをしてください。

※また、平成31年2月中に口座振替を申し込めば国民年金保険料の2年前納が可能になります。(支払保険料が多少割引となります)

▼保険料を

納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

▼世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

▼国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金(☎フリーダイヤル0120・65・4192)まで。

その他、手続等について詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)または、年金事務所(☎0739・24・0432)まで。

野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となつていきます。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



不審電話にご注意ください!!!



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

近年、高齢者の方を狙った不審電話が多発しており、中でも、ATM(現金自動預払機)を使ってお金を振り込ませようとする事例が最も多くなっています。被害に遭われた方の手口は、下記のような内容です。

役場職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。



電話で、『医療費や保険料の還付金がある』と言ったり、『還付通知書を送っているけど内容は確認しますか?』と言ってくる。

携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、『還付手続の期限が今日までだから急いで近くのATMのある銀行・コンビニエンスストア・スーパー等へ行ってください』と言葉巧みに誘導し、入金させる。

県内においても不審電話は発生しています。このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、健康推進課(☎63・3801)または和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)まで。

もしも被害に遭ってしまったら...必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。

★御坊警察署(☎23・0110)

徘徊高齢者位置検索 サービスのご案内

要介護認定を受けている在宅

の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索(GPS)システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図るため、次のサービスを行っています。申請手続き後に利用が決定されれば加入料や月額基本料金は日高町が負担します。(ただし、現場急行サービスや機器を紛失した場合合は利用者負担です。)

利用対象者

- ・ 町内に住所を有し、かつ、当町の被保険者であり介護保険法に規定する要介護又は要支援に該当し、徘徊高齢者を在宅で介護している家族等

・ 介護保険料の滞納が無いこと

事業実施まで

① 役場健康推進課で申請手続き

をします。印鑑、利用者の通帳、機器を装着される方の身体特徴が分かるようにして来てください。

② 申請後に利用決定のあった認知症高齢者のいる世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を配付し認知症高齢者に装着します。

③ 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供事業者に依頼します。

④ 依頼を受けた位置情報提供事業者が位置検索した情報を電話及びインターネット等により提供します。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで

